

第54号議案

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市景観審議会の設置に伴い、同審議会の委員に係る報酬額を定める必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「		
都市計画審議会委員	日額	6,500円
」		

を

「		
都市計画審議会委員	日 額	6,500円
景観審議会委員		
」		

に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。